



東京都革靴製造業 最低工賃が 改正になりました



東京都内の家内労働者に対して、革靴を加工等する作業をお願いするときの最低工賃が裏面のとおり改正されました。
また、今回の改正より「裁断」業務にかかる工賃が新設されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから革等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人で又は、同居の親族とともに、これら物品の加工、組み立て、仕上げ等を行い靴等の製品又はその半製品を作成することをいいます。

その加工等を行いその委託料（工賃）を支払われる人を家内労働者、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工を委託する人を委託者といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が家内労働法です。

家内労働法により委託者には以下のようなことが求められています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。
- ・ 委託者は、委託を打ち切ろうとするときは、ただちに予告するように努めなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書かなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数などを記入）を4月30日までに労働基準監督署に提出しなければなりません。

令和5年8月9日から東京都内において革靴製造業に従事する 家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。

業務・品目・規格・工程の区分に応じ、工賃は下の表の金額以上でなければなりません。

業務	品 目		規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付 き又はガラ ス張り	裏付き、外羽根、無飾 り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り 並びに縁ミシン掛け	811 円
	婦 人	パンプス		裏付き、無飾り及び ヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、えぐり折り込み部への補強テー プの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張 り並びに縁ミシン掛け	685 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー 付き、はぎ付き(2 か所に行うものに限 る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、上縁の折り込み部への補強テー プの挿入、ファスナー付け、かかと部の 縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281 円
	靴	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前 あき、ふち折り、パ ックバンド及び美錠 付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、 バンド穴あけ並びに美錠付け
底 付 け (セ メ ン テ ッ ド 方 式 に よ る も の に 限 る。)	紳 士 靴		牛革の銀付 き又はガラ ス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ並びに本底張付け	689 円
	婦 人	パンプス		裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764 円
				裏付き、ヒール付き 及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883 円
	靴	ショートブーツ		裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,107 円
		サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付 け及びヒール付け
裁 断	紳 士 靴		牛革の銀付 き又はガラ ス張り	外羽根、無飾り及び ひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰 革(内側)の裁断	140 円
	婦 人	パンプス		無飾り及びヒール付 き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120 円
		ショートブーツ		ファスナー付き、は ぎ付き(2か所に行 うものに限る。)及 びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160 円
	靴	サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、ふ ち折り、パックバン ド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁 断

東京労働局
労働基準監督署

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)
又は都内の各労働基準監督署にお問い合わせください。



東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>